

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 木村 勲

1 監査の種類

令和7年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課に係る令和7年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課	監査期間	ヒアリング実施日
○市民生活部 市民課 火葬場整備推進課 保険医療課 税務課	令和8年1月13日から 令和8年3月31日まで	令和8年2月17日 令和8年2月18日 令和8年2月19日
○まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 桂川・道路交通課 土木管理課 建築住宅課		
○全国都市緑化フェア推進室 全国都市緑化フェア推進課 全国都市緑化フェア整備課		

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 市民生活部

以下の各課に係る令和7年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 市民課

特に指摘する事項はなかった。

イ 火葬場整備推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

エ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) まちづくり推進部

以下の各課に係る令和7年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

イ 都市整備課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 桂川・道路交通課

(ア) JR千代川駅地区東西自由通路整備事業に伴う嵯峨野線千代川構内自由通路新設工事の施行に係る基本協定書第6条第1項に基づく2025年度協定書第4条において、工事費の概算払を請求できる旨定めているが、前金払によって支出が行われていた。

これらは、支出の方法の特例として、地方自治法、地方自治法施行令及び亀岡市財務規則において明確に区別されている。

2025年度協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

オ 建築住宅課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 全国都市緑化フェア推進室

以下の各課に係る令和7年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 全国都市緑化フェア推進課

特に指摘する事項はなかった。

イ 全国都市緑化フェア整備課

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、市民生活部等における令和7年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

各種契約等を監査する中で、契約書の業務名等の記載を誤り、書類の作成や記載事項の確認を形式的に行っているのではないかと危惧されるものがあった。

契約書等作成の際には、ダブルチェックを徹底されたい。

また、従来は月ごとに行っていた業務が、数箇月にわたり滞っていた事例があった。監査を行った時点では処理されていたものの、毎月確実に行っていれば、仮に問題が発覚しても迅速に対応することができ、結果的に職員の負担を軽減することにつながる。

定例の業務については、複数の職員で進捗状況を把握し、適切な時期に、確実にを行うよう努められたい。

先に指摘した概算払と前金払については、いずれも債権者は確定しているが、支払期日（債務履行期）が未到来であるというところは同じである。

しかし、概算払は債務金額が未確定の場合に一定金額（概算）をもって支払い、債務金額が確定した時点で精算するものであるのに対し、前金払は債務金額が確定している場合に、その全部又は一部を支払うものであるという違いがある。

ともに支出の方法の特例として地方自治法に定められたものであることから、適正な支出の方法がとられているか、今一度、全庁的に確認されたい。